

健康増進センター条例

旧			新			
1 健康増進部門			1 健康増進部門			
区分		入場料	区分			入場料
中学生以下の者	1 回につき	円 370	中学生以下の者	市内	1 回につき	円 0
	回数券(11 回分)	3, 670		市外		370
その他の者	1 回につき	730		市内	回数券 (11 回分)	二
	回数券(11 回分)	7, 330	市外	3, 670		
	回数券(90 回分)	52, 380				
	定期券(2 箇月有効。ただし、土曜日、日曜日及び休日以外の日の使用に限る。)	10, 480				
	定期券(2 箇月有効)	15, 720				
2 駐車場			2 駐車場			
区分		使用料	区分		使用料	
1 回 1 時間まで		円 0	1 回 30 分まで		円 0	
1 回 1 時間を超え 4 時間まで		500	1 回 30 分を超えた場合は、30 分を超えた時間 30 分までごとに 100 円を加算する。			
1 回 4 時間を超えた場合は、500 円に 4 時間を超えた時間 30 分までごとに 200 円を加算する。			備考			
備考						
1 障害者のうち規則で定める者の入場料は、中学生以下の者については 1 回につき 180 円、その他の者については 1 回につき 370 円とする。			1 市内とは、使用者が次の各号のいずれかに該当する者である場合をいう。			
2 前項の障害者を介助する者(障害者 1 人につき 1 人を限度とする。)の入場料は、1 回につき 370 円とする。			(1) 本市の区域内に住所を有する者			
3 利用者のうち規則で定める者の駐車場の利用については、使用料を免除することができる。			(2) 本市の区域内に存する学校に在学する者			
4 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。			2 市外とは、使用者が前項各号のいずれにも該当しない者である場合をいう。			
			3 障害者のうち規則で定める者の入場料は、中学生以下の者のうち市外については 1 回につき 180 円、その他の者については 1 回につき 370 円とする。			
			4 前項の障害者を介助する者(障害者 1 人につき 1 人を限度とする。)の入場料は、1 回につき 370 円とする。			
			5 利用者のうち規則で定める者の駐車場の利用については、使用料を免除することができる。			
			6 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。			